船舶事故調査報告書

平成２７年１２月１０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　庄　司　邦　昭（部会長）
委　　員　　小須田　　敏
委　　員　　根　本　美　奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成２７年３月１７日　１５時００分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市久志漁港北西方沖の浅瀬 峰ケ埼灯台から真方位３３３°３．２７海里付近 （概位　北緯３１°１９．３′　東経１３０°１１．３′）
事故の概要	漁船咲丸は、漂泊中、浅瀬に乗り揚げた。 咲丸は、転覆して全損となった。
事故調査の経過	平成２７年３月２３日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船　咲丸、０．４トン
船舶番号、船舶所有者等	ＫＧ３－３９０５８（漁船登録番号）、個人所有
Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質	４．３３ｍ（Lr）×１．３８ｍ×０．６３ｍ、ＦＲＰ
機関、出力、進水等	ガソリン機関、３０kW（動力漁船登録票による）、平成１０年２月５日
乗組員等に関する情報	船長　男性　８２歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免 許 登 録 日　平成７年８月１０日 免許証交付日　平成２１年８月１１日 （平成２７年８月９日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　南東、風力　３、視界　良好 海象：潮汐　上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、平成２７年３月１７日０９時００分ごろ久志漁港を出港し、同漁港の北西方沖の漁場で引き縄漁を始めた。 船長は、海岸に沿って引き縄を行い、手動操舵により約５～１０km/hの対地速力で東進中、１４時３０分ごろ機関音の変化でプロペラを見ると、ロープ類がプロペラに絡まっていることが分かり、機関を止めて漂泊しながらロープ類の除去作業を始めた。 本船は、船長が、船外機をチルトアップとしてナイフにより除去作

	業中、１５時００ごろ久志漁港北西方沖の浅瀬に乗り揚げた。 　船長は、本船が乗り揚げて転覆した際に投げ出され、磯に上陸して付近を通航する船舶の救助を待っていたところ、１８日０７時ごろ捜索していた僚船に救助された。 　本船は、沿岸に漂着した。 （付図１　事故発生場所概略図　参照）
その他の事項	本船の喫水は、船首約０．２ｍ、船尾約０．４ｍであった。 　船長は、携帯電話を自宅に置き忘れていた。 　船長は、救命胴衣を着用していた。 　船長は、錨を搭載していたが、錨泊して作業を行わなかった。
分析 　乗組員等の関与 　船体・機関等の関与 　気象・海象等の関与 　判明した事項の解析	 あり なし なし 　本船は、久志漁港北西方沖で漂泊中、船長が、プロペラに絡まったロープ類の除去作業をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、風浪に圧流されて磯に接近していることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、久志漁港北西方沖で漂泊中、船長が、プロペラに絡まったロープ類の除去作業をしていて見張りを適切に行っていなかったため、風浪に圧流されて磯に接近していることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・陸岸近くで漂泊して作業を行うときは、波浪などによる圧流を考慮し、危険な状況に陥らないように見張りを適切に行うか、適切な場所に錨泊して作業を行うことも検討すること。 ・航海中は、防水措置を施した携帯電話などの連絡手段を確保すること。
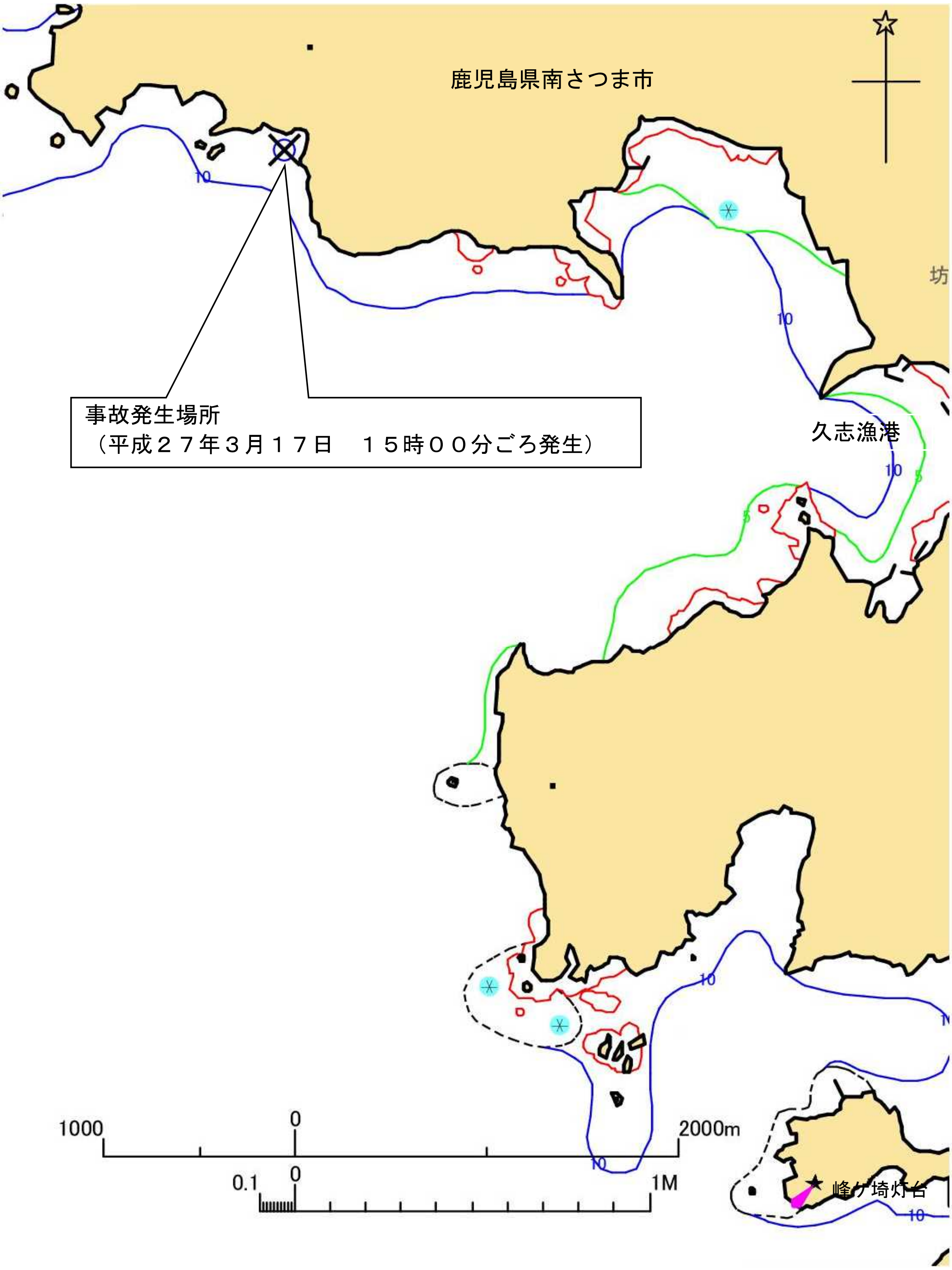
付図１　事故発生場所概略図